

製造業者様向け事業賠償・費用総合保険 補償内容のすみ分け

タブレットの液晶画面の部品として使用される電子基板メーカーの想定事例

事故	損害	事故例	対応する補償
電子基板を 液晶画面 メーカーへ納品 ↓ 電子基板に 欠陥があつた	消費者(完成品の利用者) に身体の障害や財物の損壊が発生	電子基板の欠陥が原因で電子基板を組み込んだ液晶画面に異常電流が流入し、タブレット本体が高温になり、消費者が低温やけどを負った。完成品メーカーは被害者に損害賠償金を支払ったが、その後その賠償金相当額につき、原因者である電子基板メーカーに対し求償した。	生産物・完成作業リスク
	部品を組み込んだ完成品に損壊が発生	電子基板の欠陥が原因で液晶画面メーカーにおける出荷検査工程で通電した際に回路がショートし、電子基板メーカーは、液晶画面メーカーから液晶画面の修理費用を賠償請求された。	
	流通した完成品の回収費用が発生	電子基板の欠陥が原因でタブレットから発火し、消費者がやけどを負った。タブレットメーカーは同様の事故発生を防ぐために製品の回収を実施し、その費用を電子基板メーカーに賠償請求した。	リコール限定費用補償 リコール補償拡張特約(オプション)
	上記3つに該当しない場合において経済的損害が発生	液晶画面メーカーの検査において電子基板メーカーから納入された電子基板の欠陥が判明し、再作成されるまで製造ラインを停止せざるを得なくなつた。電子基板メーカーは、液晶画面メーカーが被つた逸失利益につき、賠償請求された。	製造業E&O (業務過誤)特約
電子基板メーカーの工場内スプリンクラー配管が破裂し、漏水事故が発生。製造ラインが水濡れにより稼働不能となり、電子基板の出荷が遅延した。納品先である液晶画面メーカーは部品供給の停止により逸失利益が生じ、その損害につき電子基板メーカーに賠償請求した。			

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL:03-6848-8500(大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

製造・販売業向け 事業賠償・費用総合保険 (ALL STARs)

製造業E&O(業務過誤)特約のご案内

予期せぬトラブルで
取引先に逸失利益が
生じるリスク、
備えは万全ですか?

製造物の欠陥



自社で製造した部品を、精密機器メーカーA社へ納品した。数日後、A社から受入検査の結果、品質不良の指摘を受けた。使用すると発火の恐れがあるとのことで、部品交換のため出荷ができず、A社から逸失利益を請求された。

効能不発揮



自社で製造した産業用機械をメーカーB社へ納品した。機械の設計ミスにより、本来の性能を発揮できず当該機械による生産量が半減し、B社から逸失利益を請求された。

納期遅延



自社従業員が製造ラインの機械に腕を挟まれ、労災認定を受けた。当該事故により一時的に生産ラインがストップし、取引先であるC社への納品が大幅に遅れ、C社から逸失利益を請求された。

製造業E&O(業務過誤)特約は部品製造業・完成品メーカーのお客様におすすめです!

具体的な事故例

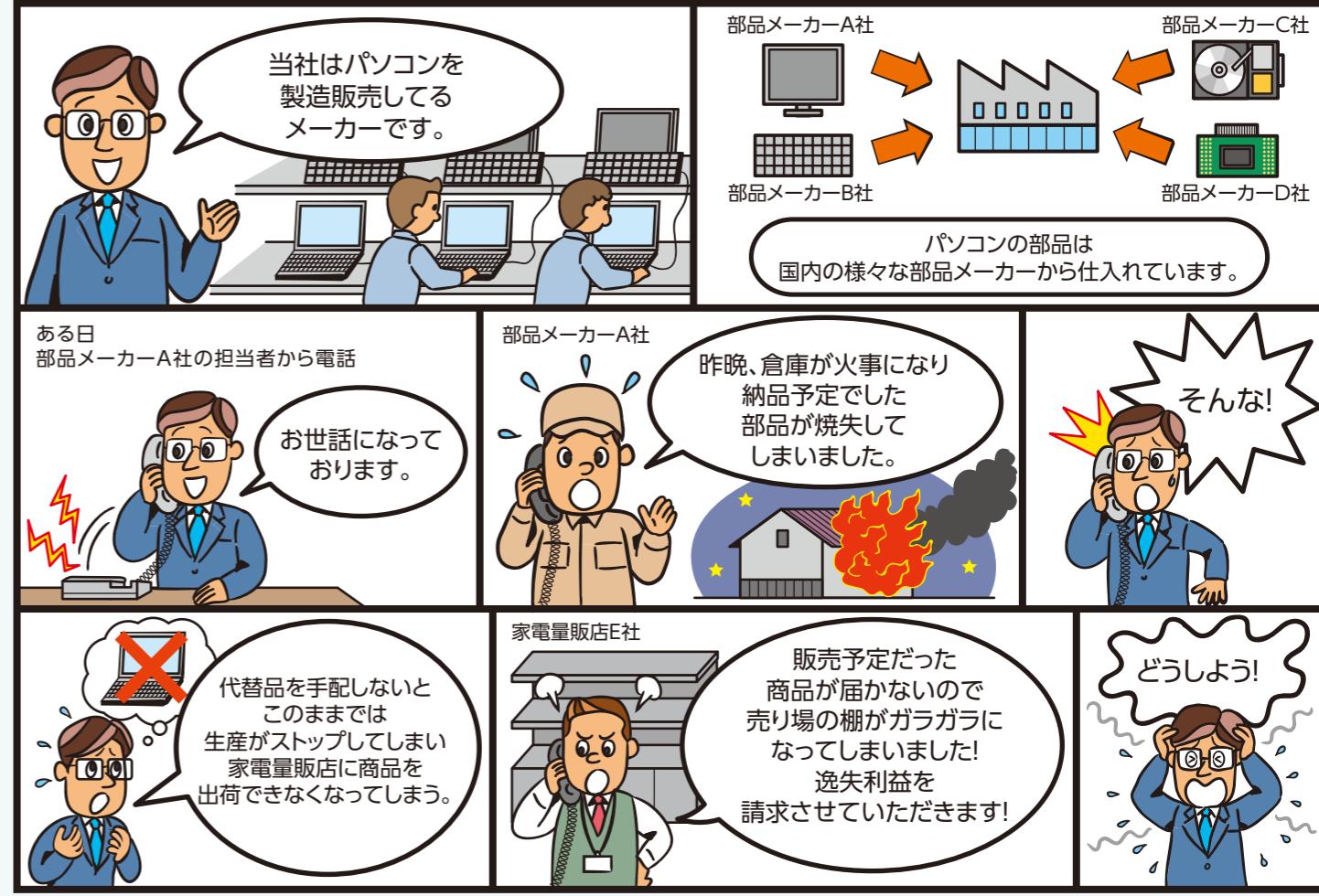
部品製造業

製造した部品に欠陥があり、完成品メーカーから逸失利益を請求されるケース



パソコン製造業

部品メーカーで火災が発生し、納品できず販売業者から逸失利益を請求されるケース



補償内容の説明

次の事由(原因事故)に起因して他人に生じた逸失利益または事業の中止による損害につき、被保険者が負担する賠償責任を補償します※1。

①生産物の欠陥

②生産物の仕様等で意図された効能または性能を発揮できなかつたこと

③納期遅延※2

※1 ①②については生産物・完成作業リスクを補償対象としている場合、③については業務遂行・施設リスクを補償対象としている場合に補償対象となります。

※2 右記用語の説明(納期遅延)をご参照ください。

支払限度額・自己負担額

支払限度額*(1事故・保険期間中)	自己負担額(1事故)
1,000万円	10万円
2,000万円	20万円
3,000万円	30万円

※上記③納期遅延による損害に対しては、この特約の支払限度額の内枠で、1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。

用語の説明

納期遅延

次のいずれかの事由に起因する納品予定生産物の納期の遅延または納品不能をいいます。

ア.日本国内に所在する施設において発生した、火災または破裂もしくは爆発イ.ア.以外の不測かつ突発的な事由により、貴社が日本国内で所有・使用する、納品予定生産物を製造または加工する設備・装置に生じた損壊または物理的な機能停止

ウ.日本国内に所在する記名被保険者の常設の事業用施設における労働災害による事故の発生(疾病または疾病に起因する後遺障害もしくは死亡を除きます)。ただし、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るとのとします。

生産物

仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物(注1)(注2)をいいます。

ア.記名被保険者イ.記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者

ウ.事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者

(注1)その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容(注3)を含みます。

(注2)物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。

(注3)警告または指示を怠った場合を含みます。

保険金をお支払いできない主な場合の説明

●生産物または納品予定生産物の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等

(注)同一の原因または事由から発生した一連の原因事故は、最初の原因事故の発生した時にすべての原因事故が発生したものとみなします。

●保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起されるおそれのある原因事故が発生していることを知っていた場合は、その原因事故に起因する損害

●被保険者に対してなされた次の①または②の損害賠償請求に起因する損害

①初年度契約(注)の保険期間の開始日前に発生した他人の逸失利益または事業の中止による損害

②初年度契約(注)の保険期間の開始日前に提起されていた損害賠償請求およびその損害賠償請求の中で申し立てられた事実と同一の事実に起因する一連の損害賠償請求

(注)この特約がセットされた保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。

●身体の障害、財物の損壊または紛失もしくは盗取・詐取または財物の損壊を伴わない使用不能

●特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権等の知的財産権の侵害

など